障害者就労支援サービスにおける個別化の実現と費用

分配に関する考察

IPSモデルの実施に関する調査を通じて―

Щ 村 ŋ

社会サービス(社会保障・社会福祉関連制度のなかで現金給付以外のものをここでは指す)の供給者には、そのサービス

1

はじめに

行政組織から費用が提供されている。近年では多くの社会サービスで利用者負担の方式が採用されるようになってい の性格上、供給したサービスの対価や今後の供給のための活動費の一部もしくは全体として、国や地方自治体などの

るが、それでもまだ主な費用の出所は公的資金である。このような、社会サービスとそのための制度に依拠しておこ

障害者就労支援サービスにおける個別化の実現と費用分配に関する考察(山村)

二二九 (四五九)

なわれるサービス供給者への公的資金の受け渡しを、 本稿では費用分配という言葉で表している。

れている 保障関係費全般における懸案事項であったといえる。 それに見合った増加が見込めない収入のバランスを、 対象となってきた。特に一九七○年代以降の福祉国家の危機のなか、わが国でも一方で増大し続ける支出と、 九八〇年代にはすでに根本的な体制 民の負担を背景に、 (隅谷ほか一九八四)。 社会サービスを含む社会保障および社会福祉に対する支出のあり方は、 (法律、 行政管理、 どう取っていくのかという課題は、 高齢者の医療費や年金に係る費用などはその最たるもので、 サービス供給のあらゆることについて)の変革の必要性が指摘さ 社会サービスを含めた社会 これまで長く議論 他方で

ことが表向きの目標として掲げられてきた。 険制度や利用者負担方式の採用が進められ、また二○一四年には社会保障費に充てることを理由に増税も行われた。 に現実的で実際的な議論が交わされてきた。その論点は、 つは支出を減らすかという点になる。それに対して、前者については新たな財源の捻出の試みとして新たな社会保 このような懸念から生じる議論は、 後者については供給量の削減を前面に打ち出すよりも、 実際のその時々の国家財政の舵取りとリアルタイムで連関し、 当然のことながら、 より的確で質の良いサービスをより効率的に供給する 一つは収入を増やすことであり、 その意味で非常

項目化され、 は供給の効率化を、 市場システムが部分的に導入され、 そのような方向性のなかで、社会サービス、 さらに体系化されて、 利用者選択と競争原理は質の維持と向上を主に目指すものであった。この結果、 それぞれのサービスに 利用者の選択とそれに基づく競争原理が持ち込まれた。 なかでも対人援助型のサービスでは、そのサービス内容が細 「価格」 がつけられて計られるようになった。 このサービスの 対人援助サービ また同 価格付け 分化され

スについての費用分配は、多くは非常に細かな単価に基づく出来高払いによって行われることとなった。それと同時 サービスの質の担保は競争原理を通じて行われることが前提となったといえる。

助型サービスにおけるサービスの在り方そのものを変化させうるものであり、 式を含む社会サービス供給制度における新たな課題の出現を暗示している。 細分化された単価型の方式では、計量することが難しいものとなろうとしている。そしてこのことは、 しかしながら、ここにきて社会サービス全般におけるサービスの質の意味が変化し始めている。その変化は対人援 結果として、現在主に用いられている 費用分配の方

障害者就労支援サービスという具体例を通じて浮き彫りにするとともに、その議論と実践、そして体制の今後の進む べき方向性について考察する 本稿では、この費用分配の方式と新たな社会サービス観の間の葛藤にもみえる状況を、対人援助サービスのなかの

かけて行ったイギリスでの調査から得られた資料をもとにされている。 なお、本稿を通じた記述は、筆者が科学研究費補助金の助成による研究計画の一部として二○一三~二○一四年に

2. 費用分配システム

ここでまず、費用分配システムについて整理しておく。

場合、その方法には大きく分けて二つの方式がある。事業全体に係る費用として一括もしくはそれに近い形で支給さ れる場合と、事業を通じて実施される個別の業務に単価をつけその供給量に応じて支給される場合である。ここでは 公的なサービスを実施する事業体に対して、その事業費の一部もしくは全体として公的な資金が支給される

前者を一括委託型、後者を単価報酬型と呼ぶ。

2 – 1. 一括委託型

ビス供給において、 事業全体に係る費用 事業委託という形を取る場合にこの方式が採用されることが多いためである。 |が一括もしくはそれに近い形で支給される場合を「一括委託型」とするのは、 実際の社会サー

その水準内での実施可能性を検討するという場合がある。 もしくは緊急時対応的な観点に基づく時限的事業という特徴である。試験的なサービスの場合、 に支給するためのシステムを創ることに時間と労力をかけるのは、 不明確である場合には、業務内容を構造化してそれぞれに適切な単価を設定し、それに基づいて支給額を評定し実際 ビスに対する費用の妥当な水準が明確でない場合や推測の域を出ない場合、 現在の日本では、 事業委託という方式が採用される社会サービスにはいくつかの特徴がある。 また緊急時対応として実施され、その後の継続的な実施 合理的でないといえるからである。 あるいは、 逆にその水準が予め限定され 期待される社会サー その一つが、 試験的

域や対象が限定されているという特徴をもつ場合もある。 とが、その事業規模とサービス量に照らして見合わないことや、地方自治体という比較的小規模な財政基盤がもつ不 サービスにみられる傾向である。この場合も、 また、 主には地域的要件を背景として出現するものであり、 試験的もしくは緊急対応的ではない場合に事業委託という方式が採用される場合として、そのサービスが地 括委託型が採用される要因といえる。もちろん、たとえ地域や対象が限定的であっても、 先述の時限的事業と同様に、 そのため特定の地方自治体などによって独自に実施される つまり、そのサービスに対するニーズが非常に限定的 単価報酬型のサービス構造を構築するこ そのサービス な状

の実施やニーズにある程度の継続性や恒久性が確認されれば、 単価報酬型へ転換される場合もある。

なか 毎の補助金の認定という形をとり、 体等に委託されて行われる場合が多い。 地域や対象が限定されたものという点でいえば、 自治体を実施主体としたものであり、 障害者サービスにおける例をあげるには、 の地域活動支援センターなどがいい例であろう。 時限的なものも多いし、 共通認識が得られるような一般的なものではない場合も多いためである。 括委託型ということができる。 地域の特性等に応じて実施するものとされ、 この地域生活支援事業のなかでも地域活動支援センターの運営事業は、 試験的または緊急対応的なものについては具体的な事業名をあげること 障害者総合支援法 地域生活支援事業は他の総合支援法内のサービスと異なり地方 (以下、総合支援法) における地域生活支援事業の 実際には社会福祉法人やNPO団 年

ブコーチ事業の場合には、センターの事業費として一括した予算が割り当てられ、サービスの実施回数などに応じた② 割当などは行われないため、 また少し例外的なものでいえば、 一括委託型ということができるだろう。 ジョブコーチ事業のなかでも各都道府県の障害者職業センターが行う配置型ジョ

事業であれば、 その具現化のための手法は比較的自由、 内容についての限定が少ない場合が多いという点である。 これらの一括委託型の費用分配による事業の特徴は、 その手段を開発することが目的である場合も少なくない。 つまり手段よりも結果が重要視されると考えることができるだろう。 事業の目的や達成目標が明確である代わりに、 最終的な到達点やその事業の意図に基づい たものであれば 具体的な活動 試験的

いても柔軟性が生まれる。 事業運営という観点からいえば、 この柔軟性は、 活動内容や業務の自由度が高いため、 サービス受給者に対してはその個々の状況に応じた対応を可能とする。 一括委託型の事業ではその実務 、ルにお ま

がそのために重要となる周辺的な業務を区別する必要性がなくなるという点で利便性がある。 た実務者にとっては、 直接的な支援業務 (つまりは単価報酬制型の場合に計算の対象となるような業務) と、 そうではない

そのため、 ているということは、 事前に定められた額の運営費で事業を行わなければならないという点で、 実施に課題をもつ場合も少なくない。 しての額に相当するよりも少なくなるリスクと考えることもできる。つまり、 ただしこの点は、 かしながら一方で、 その削減のための手段としてサービス供給量の必要以上の抑制が起きることのないような対策が、 費用を分配する側からすれば、 実際にかかるコストを削減することができれば、その差は事業実施機関にとって利益となる。 一括委託型の事業は、すでに述べたように時限的なものが多いため、 また、実際のサービス供給量が想定された水準を大きく超えた場合、 実際のサービス供給量やそのための実務量が、 事業実施機関にはリスクもある。 先に一定期間中の事業の費用 長期的な視野 分配された全体と それでも が確定し での事業

2-2. 単価報酬型

託型では不可欠になると理論上は考えられる。

常生活に係る支援や在宅介護サービスなどが挙げられる。 体に普遍的なものとして整備された恒久的な対人援助サービスといえる。代表的なものとしては、 価報酬型を採る社会サービスの特徴は、 現在の日本においては、 括委託型とは対照的に、 法律によって国民全 障害者に対する日

自立支援給付と介護等給付、 この単価報酬型の具体的な例をあげることは容易である。 地域生活支援事業の一部のサービスはこの形態を採用しているためである。 障害者サービスに関する中心的制度である総合支援法の そ

の大半が単価報酬型なのである。また、前項で挙げたジョブコーチ事業についても、第一号および第二号ジョブコー

チ事業はこの方式を取る

のであり、もう一つが現在主に医療や介護領域において包括払いと呼ばれる方式である。 ただし、ここで単価報酬型と呼ぶ費用分配方式にも、さらに二つの方式がある。一つは完全な出来高払いによるも

の場合、 ては、その実際の治療行為が異なっていたとしても一日分の診療報酬額は定額となる。また、 に基づいて一日の診療報酬額を設定するものである。この場合、 におけるDPC(Diagnosis Procedure Combination:診断群分類別包括評価)制度があげられるが、これは診断された疾患 る方式は、 出来高払いとは、 一単位のサービスの内容は受給者が誰であっても同様・同一のものとなる。それに対して包括払いと呼ばれ 部分的に一定のサービスを包括的に捉えて単価を課す。現在、 サービスの一単位にそれぞれ単価をつけ、その総量によって支給額が計算されるものである。こ 同じ分類に属する診断を受けた患者への治療につい 実際に行われている包括払いとして、 同様の包括払い方式は 医療

観点からみれば一日単位の出来高払い(この場合はサービスではなくサービス提供人数の出来高)と考えることができる. 本稿ではこの包括払い方式と出来高払い方式の両者を含めて、 の要素をもち、先に挙げた一括委託型のリスクのように、 これらの包括払い制度は、 その一日に提供されるサービスを一回の事業に置き換えて考えれば、一括委託型と同様 過少診療が起こるリスクも指摘されるが、 単価報酬型と位置付けている 事業経営という

介護サービス領域でも実施されている。

備が必要となる。 単価報酬型で社会サービスを供給するためには、その前段階として供給システムの構造を構築するための相 適切な単価や厳密な対象範囲の設定だけでなく、基本的に事後報告に基づく支給となるため、 応 の準

報告のための様式と機構を用意する必要もある。そのため、 続性が想定されるようなサービスの場合でなければ、 単価報酬型を採用することは非現実的となる その事前の負担が合理的だと考えられる程 度の規模と継

が可能となるように単位が設定されることが理想だといえる。 この場合の客観的指標とは、 作業が画 小単位が、 かの客観的指標により業務の一部を切り取り、それを一単位とすることでそれに対する単価を割り当てるのである。 具体的な業務内容における特徴という点でいえば、 一的な要素をもつ。 それ以下に作業を細分化することもそれ以外の作業を含むこともなく、 社会サービスに単価を設定することは、 時間や場所、 具体的な作業項目などが考えられる。それらの指標を用いて設定された最 単価報酬型を採る社会サービスは、 その計量化を図ることを意味する。 あらゆるサービス受給者への提供 その業務を構成する個 マの

が適しているともいえる。それに対して、 じる場合には、 れた作業の単なる組み合わせではなく相互に連関し不可分の部分も多い。また、サービスとしての行為と日常動作と)区別が明確でない場合もある。そのために作業の単位化が難しく、定められた単位に含まれない作業が必然的に生 作業の単位化という点でいえば、医療行為として定義が比較的明確な医療分野のサービス 事業実施機関や個々の援助者の持ち出し(自己負担)として提供される場合も生まれる 福祉や在宅介護サービスなどでの対人援助サービスは、そのように分断さ (治療) は、 単 価報 齫 型

るため、 の安定が図りにくい サービスの実施機関にとっての単位報酬型制度の難しさは、 十分な供給量とそのためのサービス受給者が確保できなければ、 側 面 があるという点である。 単位報酬型では実際のサービス供給量に基づいて運営費が支給され やはり一括委託型と対照的に、 それは即座に収入減に直結する可能性があ 短期的な意味で運営費

る。

事業経営に共通した様相をみせる。 ついて考察していく。 した社会サービスである。このことが、社会サービスの質にどのような問題をもたらすのか。 このようにみると、 単価報酬型のシステムは、 しかしながら、そこでやりとりされているのは個人の権利と行政の責任とが内在 個別に値段のついた商品を貨幣を介して売買する一般的な市場での 次項以下ではその点に

3. サービスの質と費用分配の関係

3-1. サービスの質を取り巻く変化

領域におけるニーズとサービスの質の捉え方、そして実践におけるその位置づけには変化がみられるようになってい まれた諸々の援助法の理論および当事者主体の考え方などである。 る)程度である。その場合、ニーズの意味するものが次の論点となるが、この数十年を通じて、対人援助サービスの 社会サービスにおける現在の「質」の意味するところは、サービスによってニーズが充足される(ことが期待でき この変化をもたらしたのは、 EBP(Evidence Based Practice:証拠に基づく実践)の考え方と欧米などから持ち込

実践手法であり、すなわち客観的に優れたとされる手法をさす。これらの考え方は、サービスの評価に変化をもたら 透はそれをさらに強調するものとなった。 まれるようになると、 対人援助サービスの従事者の専門職としての認識が高まるとともに、 単に量としての実績だけでない効果を目に見える形で示すことが、サービス供給の実践領域において重視される 理論を具現化したものとしての実践の質が問われるようになった。そして、 EBPとは、その実践によって目的と目標が達成されることが実証された 欧米で開発されたさまざまな援助 EBPの概念の浸 論 が持ち込

ようになった。

のとなった。 は単に作業上の手続きや手順の正確さだけではなく、相手の満足度を高める手段としていかに適切であるかを問うも 主体性と権利を尊重し主導性を付与するものとして現れた。この考えは、 者側が主導権をもっていた対人援助サービスの領域において、その父権主義的構造を批判し、 における治癒や検査によって示される身体的状態を示すさまざまな数値ではなく、サービスを受けた者の主観的 な行動レベルにおいて多くの変革をもたらした。その一つの例が、サービス受給者によるサービス評価である。 サービス評価に登場したもう一つの新たな視点が、当事者主体の考え方である。これは、 サービスの結果を示すものとして加わった。これらの新たなサービス評価の手法によって、サービスの質の概念 わが国の社会サービス実践における具体的 それまでサービスの提供 サービスを受ける側の

度政策の目的にも掲げられるようになった。 にも社会福祉の個別援助における基本原則として位置付けられていたものであり、 尊重されるようになり、 考えようとするものである。この概念の登場により、 QOLの概念は、主に医学領域の終末期医療などの分野から発展した考えであり、医学的科学的指標に基づく健康度 だけでなく、本人が望む生き方の実現度を重視し、それによって生の質、そしてそのための治療や支援のありようを このサービス受給者の主観的価値と満足という考えは、QOL(Quality of Life)の考え方とともに進展する。 L向上の鍵とされたのが、 それが新たなニーズとして認知を得るようになった。そして、サービスの提供においてこの 自己決定および自己選択の尊重である。 サービス受給者個人の価値基準に基づく「望ましい生き方」が この自己決定の尊重という文言は、 近年では社会サービスに関する制 それ以前

作用し、 なったことを意味する。そこに、介護保険を含む一連の改革によって社会サービスに持ち込まれた市場原理と競争が 高まっていく。このことは、換言すれば、 なかにも多様な形態が見られる状況をよんだといえる。 このような変化のなかで、 各サービス供給者による独自の手法の開発や他との差別化が起こることで、同じ目的に基づいたサービスの サービス供給における意識は手段や手法というプロセスから結果へと向けられる比重が プロセスにおいても結果を実現するための工夫がより求められるように

サービス提供という事業の運営上の不可欠な要素となっているのである。 な意味をもつようになった。また同時に、サービス提供者にとってサービスの質を確保しさらに提示することが、 れるものから、個人的な主観を含むニーズの充足性によって評価されるものへと変化し、手段だけでなく結果が重要 ここで改めてサービスの質という点に立ち返って整理すると、サービスの質が作業の要素としての正確性を評 温さ

3-2. サービスの質と費用の水準

な理由によると考えられる れる費用の水準とサービスの質の関係は、 までの議論で、その費用分配の方式がサービスの質と関連付けて語られることはほとんどなかった。 サービスの質に対する認識が高まる一方で、障害者の就労支援サービスに限らず、社会サービス供給におけるこれ 特に介護保険制度の施行以降、たびたび注目されてきた。それは次のよう ただし、

うになっていたが、 介護保険制度以前にも、 それは家庭内での介護役割の担い手の不足と、それを補うための個人の経済的負担 高齢化の進展のなかで介護者の不足はわが国でも徐々に社会的な問題として認識されるよ の問題だった

といえる。 れを購入するため しかしながら、 の資源が供給されると、 介護保険制度が導入されて介護サービスの商品化が進み、また介護を必要とする者にはそ 次にはその介護サービスを提供する者、 つまりは介護職に従事する者の不

足が指摘されることとなった。

理由 つながることも指摘された。結果として、 スの介護報酬の見直しの必要性が指摘されるようになった この介護職における人手不足は、すぐさま労働負荷と賃金水準の低さの不均衡と関連付けられた。 から優秀な人材が集まらないことや、 介護職員の待遇についても議論が交わされることとなり、 人手不足からくる個々の介護職の負担の大きさなどが、 (坂本二〇〇九)。 介護の質 さらに、 介護保険サービ の悪さに 同

0

う。 が、 共性の高い特定の法人によって供給されてきたサービスでは、社会扶助としての性格を反映している側面もあるだろ 認識が影響していることも考えられる。 で無償で提供されてきたものであることや、社会福祉に大きな影響を与えてきた宗教的観点からくる、 能力のある人材を確保するために相応の賃金や待遇が必要であるということは、 福祉や介護のサービスではそのような考えが馴染まない素地があった。 あるいは、 かつてその大半が行政の直轄機関もしくは社会福祉法人などの公 それは一つには、 一般的にも理解可能な考えである その多くが従来家庭内 奉仕としての

問題である。 意味でいえば、ここで議論されていたのはサービスの質というよりは、 サービスの質についての議論が、 そのような福祉文化的背景のなかで、これまで表立って指摘されることのなかったサービス従事者の賃金 また、それが介護保険の介護報酬の見直しにまで発展したのは、 介護保険導入後の介護者の不足のなかから出現することとなった。 サービス提供における労働負荷と賃金水準の サービスにおける質の重要性が認めら ただし 厳密な 待遇と

的な関係上で語られるようになったことは、介護保険制度に伴って起きた社会サービスにおける新たな様相であると 運営費用そのものについての議論に直結する。そして、社会サービスにかかる費用と提供されるサービスの質が ついても、 れたためではなく、何よりもまず不足を解消するという目的があったからだといえる。そしてさらに、この見直しに それでも、社会サービスの運営において大部分を占める人件費の問題についての議論は、 設定された単価額を見直すものであり、 当然費用分配の方法についての問題を呈するものではなかった。 必然的に社会サービスの

3-3. 費用分配方法のもとでのサービスの質

いえる。

価報酬型という二つの分配方法と、ニーズの充足度という新たなサービスの質の概念との間に、どのような関係があ るのかについてここで整理しておきたい それでは、 費用分配方法は実際サービスの質にどのような影響を与え得るのだろうか。 先に挙げた一括委託型と単

サービスとはすなわち同量もしくは同質のサービスであることを前提としている。 作業内容などによって限定することで行われ、 単価報酬型を採る場合、サービスをある程度単位化する必要がある。単位化は、そのサービスを時間や提供 それによってサービスが可算化される。 この時、 単位 分の

取り込まれれば、 的なものではなくなることが考えられる。また、社会サービスにおけるサービスの単位は、 かし、 前段のニーズの充足の議論に話を戻すと、サービス受給者個人のニーズに主観的要素や自己決定の概 サービスの結果としてのニーズの充足された状況と、そこまでの手段の関係は必ずしも固定的で画 その行動レベルまでの 念が

具体的な限定はされていない場合も多い。 実際、 これらの同じ一単位のサービスのなかで実行される行為は、 サービ

ス受給者の状況に応じてさまざまな形態をとる

している場合もあるが、 も常にある。 同時に、 サービスの目的を果たしていくために必要であっても、この単位に含まれないサービスが存在する可 わが国の社会サービスの場合、その部分について別途「事務費」などとして単価制を取らない資金を分配 特に、 直接的な支援を行うために必要な付随的な業務や、 業務の重要性や時間、 労力などの比重を考えて、それが妥当なものかという検証は為されて 管理運営のための業務などがそれにあたる場

対一の場合より割がいいサービスとなる場合が多い。 的だが、 は集団に対して提供されるサービスも少なくない。この場合、もちろん単価は一対一の場合の方が高くなるのが一 る場合がある。 また、 単位報 集団へのサービス提供は同時に多数へのサービス提供が可能となるため、 たとえば、 酬型の制度では、 概ね一対一でサービス提供が行われる医療や介護の領域と異なり、 時にその単位と単価の設定により、 割のいいサービスとそうでないサービスが生じ 作業と費用の効率から考えれば 福祉領域のサービスで 般

か、 らその影響は避けられ このような状況のなかでは、 サービス実施事業体の自己負担などである。 何人あるいは何回サービスを行ったかということが、分配される費用の総額に直結する単位報酬型では、 ない。 その結果として起こると予想されるのは、 時に、 事業の運営という視点からサービスの提供量や種類が調整されることが起きう サービス受給者のニーズの充足への しわ寄せ なおさ

一括委託型の場合には、 事業の目的と目標の達成が優先事項であり、 その手段や手法については厳格な規定

の手法が選択される可能性が高いといえる。

たし、 生する可能性もある。 その場合には、 によりサービス事業実施者によって意図的に行われる可能性も否定はできない。 しかしながら、 結果を出すために必要なサービスのための費用が、 単価報酬型の場合と同様の調整や選別が起きる可能性はあるし、また逆に下回って費用に余剰分が発 もちろん一括委託型にも課題はある。 しかもそれは、 適切なサービスを行った結果として起こる場合もあるが、 第二節でふれたように、 委託段階で試算された費用を大きく上回るリスクはある。 一括委託型の場合にも、ニーズを満 サービスの抑制など

領域もあり、 施であっても、 よりニーズの充足のしやすい、 な事業には、 また、 わが国ではまだあまり一般的ではないが、 時限的な一括委託型の事業にはその期間ごとに一定の成果を提示することが求められる場合が多い。 一定期間限りの事業が継続的なものになるかどうかの試験的な場合だけでなく、 その場合、 それを行う事業者が一定期間ごとの更新制度を取っている場合なども含まれる。 事業の良好な結果は他者との競争に勝ち抜くために不可欠な要素となる。 つまり良い結果の出しやすいようなサービス受給者が選別されるリスクなども懸念さ アメリカを中心とする欧米諸国ではむしろそちらが主流となっている 事業自体は恒久的 そのような制度形態 その結果として 時限的 な実

れる。

ビスの効率化と財政 基本的に、 おいて、このような運営面での格闘は避けられない状況となっている。 潤沢で安定した経済的基盤があれば、そのような問題は問題とはならないかもしれない。 を実現することができなくなってしまうからだ。仮にもっとも優れたサービスを必要なだけ十分に提供できるだけの れたサービスであっても、 以上のように、 運営のための費用を確保し事業を継続していくという命題のために起こるものである。 単価報酬型も一括委託型も、それぞれにサービスの質に影響を与える要素を孕んでいる。これらは 面 の縮小が期待され、 社会サービスとして制度の枠組みの中で運営していくことができなければ、そのサービス 一方でサービスの質が重視され結果を出すことが求められる現在の状況に しかし、 あらゆる社会サー たとえどんなに優

4.就労支援サービスと個別化

れは、 践も議論も非常に活発化し、目覚ましい展開をみせている領域であるためである。 る社会サービスと費用配分の関係について考えるための予備知識として、 のであり、 ける個別化という点について考えてみたい。この点は、現在の社会サービスの実践領域において重要な意味をもつも なお、 ここまで社会サービス制度における費用配分について考えてきたが、ここで一旦視点をずらし、社会サービスにお この就労支援サービスが特に個別化を重要とする支援領域であることと、 ここでは社会サービスのなかでも特に、障害者に対する就労支援サービスに焦点を絞って考察していく。こ 同時にこれまで述べてきた費用配分の構造とも少なからぬ関係をもつ。これは、本稿の中心的な論点であ 確認が必要な事項である 現在の社会サービス全体において実

4-1.個別化(individualization)と個人化(personalization)

出すことが、彼ら自身の問題をより良い方向に導くために必要だと考えられるのである。 と考えられている。 重することによってその尊厳を守り、 的な原則として認識されてきた。この原則は、 付けられ、 就労支援を含む社会サービスのなかでも対人援助サービスにおいて、 援助技術論が発展してきた。その技術論において、 つまり、 個として尊重されることが援助対象者の自己肯定感を高め、 彼ら自身がもつ力を最大限に引き出すために必要な援助者の態度・視点の一つ 社会的に脆弱な存在である場合が多い援助の対象者を、 「個別化(individualization)」は援助者が守るべき基本 直接的な援助はソーシャルワークとして位置 主体的態度や自発性を引き 個人として尊

であるのか、 その目的達成が目指されるゴールであるという意味では統一されたものであるが、 のではなく、完全に別個の個人として相手の状況を判断し、必要な支援を提供するというのが個別化である。 件をもった集団に属している者同士であっても、経験や前例からくる一般的な枠組みに当てはめて援助対象者をみる の質における変化と同様のものである。つまり、社会サービスの援助において、その目指すべきゴール ても個別化の重要性が強調されるのである。 この個別化の原則は、 この原則は同時に、 換言すればどのような状態になれば目的が達成されたといえるのか、 QOLの概念の下でさらに拡大された意義をもつようになる。それは、 しばしばアセスメント(評価)や支援計画の段階で特に重要視される。 それぞれの社会サービスにはその目的が定められており、 達成された状態がどのような状態 という点を個別に設定することが 前項で述べたサービス たとえ同じような条 (結果) その意味で にお

結果においても個別化を行うこと、つまり個人の主観的ニーズやQOLに基づいて個々の目標を定め、 そのための

ここでいう結果における個別化である

支援を行うことは、 く存在となることを後押しする。それによって、より目標の達成がしやすくなるのである。 く目標設定は、 サービス受給者本人をサービスの受け手としての受動的な存在から、 実際にその目標達成にも影響を与えるとされる (Becker & Drake 2003)。 自らの目標のために能動的に動 個人の好みや動 機に基づ

その意味で、 て考えると、 や程度が同等であっても、 供給者などから指定されたり最初から固定された枠組みのなかで決定された結果では、 サービスの評価において、 同時に、 結果に対するサービス受給者の満足度も、 必ずしも多くのサービスを受給しなくとも受給者は満足を得られる可能性がある、ということにもなる。 個別化は社会サービスの供給においても現在重要な意味をもっている。 個人の主観が意味をもつこととも関連している。 前者の方が結果とそれによってもたらされる生活への満足度が高くなる。その点に立脚し 個人の自己選択が尊重されるほど高くなる。 自分自身で選択した結果と、 実際に得られたサービスの量 これ は先に述べた サービスの

Q O 方式には課題もあり、 サービス満足感で埋めようとしているという政府の意図も否定することはできない。しかし、 の方式を用いて、早くから社会サービスにおける自己決定・自己選択の実現を図ってきた (personalization)」として具現化されている。 このような考えは、 Lの概念を政策に取り込み、具体的な方式として実現してきた点は大いに評価に値する。 決して潤沢とはいえない社会サービスの供給量に対して、 現在イギリスにおける高齢者向けの社会サービスの供 イギリスでは、 ダイレクトペイメントや個人予算 その不足分を自己統制感に基づく 給制度において、「個 (岡部二〇〇六)。 これらの (personal budget) それでも早くから 人化

られた社会サービスの費用の使い道を、

かなりの自由度をもって決定できるようにする取り組みが行われている。

た

「個人化(personalization)」と呼ばれる方針によって、

そのようなイギリスの社会サービスでは、現在、

手法を通じて必要な社会サービスの供給に対する義務から免れようとするリスクも存在する。

この方式によってサービス満足度は上がったが、健康度は下がったという指摘もある (Jones et al. 2013)。 きる。禁止されているのはギャンブルや違法な飲食物・行為などの非常に限定されたものだけで、それが本人の[5] する。これまで社会サービスは、時間や金額といった指標を通じた「量」として捉えられてきた。しかし、 するワーカー 個人化を謳い自己決定に基づくQOLの向上を掲げながら、実際に費用を何に利用できるかの判断は各ケースを担当 QOLを高めるものであるならば、必ずしも直接的な身体機能の補助や介助のために使う必要はないのである。 とえば、本人がホームヘルパーのサービスを受けるよりもジムに行って体を鍛えたい、それが自分にとって意味のあ の問題の一つの解決策を示すものでもある。ただし、もちろん、現在のイギリスにも指摘されるように、 されようとしている。 個別化の発展形ともいえる個人化によって、必ずしも量がなくとも個人の生活を満足のいくものとできる可能性が示 からすれば自分たちが払った税金で遊んでいる、といった印象を与える部分もある。また、 る豊かな生活のためのニーズだとすれば、ジムの会費や交通費に使うこともできるし、 もちろん、この方式には批判も多い。それらの費用は税金から支払われているのであり、 しかしながら、この個人化の手法は、個人の生活の幸福度を最大とすることを目指した新たな試みとして注目に値 (行政職員)に委ねられているという点で、本当に自己決定が実現されているのかという疑問が残る。 このことは、イギリスのみならず多くの社会保障関連費の財政問題を抱える国々にとって、 旅行の費用に充てることもで 調査の結果から、 サービス受給者以外の者 政府がこの 何よりも、 徹底した 確かに

4 - 2.就労支援における個別化の重要性

で次には、社会サービスのなかでも特に障害者への就労支援サービスについて個別化との関係性をみていく。 前項で述べたように、 社会サービスにおいて個別化 (あるいはさらに進んで個人化) の重要性が高まっている。

の訓練者が同 ようとする一定数の集団に対して、一つの訓練用スペースにおいて行われることが多い。 しては、 障害者の就労支援サービスは、 仕事をするうえで障害となる機能障害に対して、 障害をある程度克服したところで就労準備に入るという流れをとる。このような訓 .様の作業を行い、 同様の目標に向かってい 長い間、 障害リハビリテーションの理論に基づいて展開されてきた。 . る。 訓練を通じた軽減もしくはそのほかの機能や器具による代 そこでは基本的に、すべて 練は、 同様 実際の形態と 0 訓 練を受け

場合があることが指摘されるようになっている。 ものであり、このようなリハビリテーションが機能回復の手法として有効なことは事実である。しかしながら現在で 繰り返しの訓練によって損傷を受けた人間の身体機能を改善・回復させるという手法は、すでに効果が認められた 次のような理由により、そういった訓練室のような場所での訓練が必ずしもその後の就労にとって有効ではない

もつ者が課題となってきたことを指す。 たものであった。 障害者として認知されるようになった。 つ目の理由は、 しかしながら、 新たな障害の登場である。 時代の経過とともに知的障害や精神障害などの認知機能に課題をもつ障害をもつ者 障害リハビリテーションが始まった当初、 これは特に、 就労支援サービスの領域において知的障害や精神障害を それは概ね身体障害者を対象とし

これらの認知機能に課題のある障害の場合、 事前に訓練場などで行った訓練によって得た技能は、 実際に職業場面

Employment) に課題がある場合が多いためである に行った際に全く意味を為さない場合がある。 わゆる On-the-Job の形で行う方が効果的とされ、一九八○年代以降、 と呼ばれる手法としてモデル化され、 (Backer & Drake 2003)。このような障害の場合、 これは、 わが国でもジョブコーチ事業として展開されている。 ある場所で獲得した知識や技術を別の場所で応用させること アメリカで援助付き雇 就労支援は実際に仕事を行う場 用 (Supported

対象者に合わせて必要な援助を行うことを基本としており、 めてからそのなかで訓練をする) このような援助手法は、それまでの訓練をしてから就労に移る train-place 型に対して、 型とも呼ばれ、 実際の職場のなかでそこにみる実際の課題や資源を基に、 個別化を前提とした援助方法である。 place-train (まず就労を初 個 々の援助

る。 就労支援の形態における個別性の重要性を増々高めることになっているといえる。 彼らが就労の場を求める機会が増えてきていることも理由の一つであるだろう。この援助対象者の傾向にみる変化が、 体障害者の就労の可能性が広がる一方で、 train 型の援助がより求められるようになってきている。それは、 train-place型の援助も、 これは、 それまで彼らを最初から労働不能と位置付けていた社会的あるいは当事者自身の認識が徐々に変化し、 現在でももちろんそれが有効な場合もあるが、 知的障害や精神障害をもつ人の就労支援のニーズが高まっているためであ 近年の器具や物理的環境の整備の進歩によって身 就労支援サービス全体としては、

以外の生活場面での課題 上で障害者が抱える課題はそれだけではない。 就労支援では、 一つ目の理由は、 そこで就労上の課題として認識されるのは業務上の作業の能力のみである。 障害者が抱える就労上の課題についての認識の変化である。 (生活習慣や障害・疾病管理) 通勤や移動の課題もあれば、 が就労に影響を与える場合もある。 職場内での人間関係の持ち方、 訓練室などで決められた訓練を行う その点から考えれば し かしながら実際に働く 労働場面

支援は労働場面だけでなく、個人の生活全般との関連のなかでの包括的な視点に基づいた支援が必要となる。

0 助の可能性を視野に入れる必要が出てくる。 個別化の視点が重要となってくる。固定化された一遍通りの援助だけでは対応しきれない部分が生まれ、 複雑性から、 生活の一部として就労を捉えることは、 個別化の重要性を高めるものとなっている。 結果的に個々人で多様な生活環境や条件を加味する必要性を生み、 知的あるいは精神障害者の就労支援ニーズの高まりも、 その障害や症状 あらゆる援 やはり

最 三つ目の理由として合理的配慮の規定があげられるが、 その点については次項で記述していく。

- 3. 合理的配慮と就労支援

4

ある。 ある。 化されている 害をもつアメリカ人法(Americans with Disabilities Act:以下、ADA法)」によって現在の形をとるものとなった概念で 現代の障害者就労支援サービスにおいて個別化が重要となる理由の一つに、 この概念は障害者の就労支援における新たな展開を生み、現在では世界のさまざまな国や地域において法制度 合理的配慮(Reasonable Accommodation)とは、一九六〇年代後半のアメリカに登場し、 (山村二〇一一)。 合理的配慮の概念とその規定の存在が その後 「一九九○年障

の合理的配慮は配慮を行わないこと(不作為)も差別にあたるとしたことが、合理的配慮の概念が画期的とされる点 ものである。 的配慮と位置付け、 合理的配慮の規定とは、障害をもつ者がもたない者と同様の生活を送るために必要な配慮 それまでの差別は、 この配慮が欠如している状態、 何らかの差別的行為を行うこと(作為)というイメージでとらえられていたが、こ すなわち配慮を提供しないことが、 障害者への差別であるとする (Accommodation)

(長瀬ほか二〇〇八)。

することができるような、 就くことが考えられるような求職過程における変更もしくは調整、 配慮は「定義」としては法文上に明示されてはいない。ただガイドラインとして、①障害をもつ者が希望する職務に い者と同様の雇用上の利益や恩恵の享受を可能とするような変更もしくは調整、という三つの項目によって表現され この合理的配慮定義や規定は、 (山村二〇一一)。 業務実施の環境や状況、 非常に抽象的かつ包括的なものとなっている。 慣習などにおける変更もしくは調整、 ②障害を持つものがその職務に必要な機能を遂行 たとえば、 ③障害をもつ者が障害のな ADA法における合理的

判断が、 くとも法制度の適用の可否が検討される余地を残しているといえる。 せずに個別性を尊重することで、一部のケースが法制度の対象から排除されるのを避け、あらゆる場合において少な この具体的な枠組みなどを設けない定義や規定は、 障害者と雇用主双方の個別の状況を踏まえて判断されるという前提に立っている。 障害者の求める配慮が合理的配慮に当たるものか等につい これは、 明確な線引きを ての

る

的環境を、 か」という定義づけよりもむしろ、「どのように合理性を確認するか」というプロセスが重要となるのである。 つの重要な鍵となっている。抽象度の高い定義を基礎とすることで、 このような定義の在りようの結果として、合理的配慮がその基本概念を担保するためには、 どれだけ公平かつ妥当性をもって考慮にいれ合理的配慮を形成していくか、つまりは徹底した個 合理的配慮においては「何が合理 障害者と雇用 的 別化 配慮なの 主 一の個別

範囲に適用可能性を拡大したものとなっている。 障害者権利条約における合理的配慮の記述は、 しかし、そもそもこの概念はADA法によって労働場面における規 労働場面に限定されたものではなく、 生活におけるあらゆる

定として出発したものであり、これまでの世界各国の運用の実際をみても、 その結果、就労支援サービスにおける個別化、 個別性の重要性がさらに高まっている。 労働場面を基盤としたものとなると考え

の費用分配の方が望ましいのではないかというものである。 において一つの示唆が生じる。それは、就労支援の領域において質のよいサービスを提供するためには、 ここまで述べてきたような就労支援サービスにおける個別化や個別性の重視の意義を考えたとき、 費用分配の方式 一括委託型

とは難しいといえる。 ことが難しい。部分的に一括委託型の要素をもつ包括払いであれば、いくらかの問題の解消につながる可能性はある があるからだ。さらに、QOLの概念を含めたサービス受給者の主観的価値は、画一的な指標では測れない多様な個 ビス受給者の状況に応じた対応をするためには、事前に想定された型にはまった行動だけでは、 人の価値をサービスにも反映させることを要求する。そこにもまた、支援の柔軟性が求められる状況が生まれる。 サービスの実践において個別性を確保していくためには、行動レベルでの柔軟な枠組みを必要とする。 現在 かしながら単位報酬型の制度では、そのような柔軟な支援をサービス量として評価し、分配される額に転換する の包括払いも基本的に一日単位を基準としていることを考えれば、 やはり、 厳密な意味での個別化を図るこ 対処できない可能性 個 マの サー

5. IPSモデルを通じた検証

ここまで社会サービス供給における二つの方式の違いを説明し、また同じく社会サービスおよび就労支援サービス

における個別化の重要性を指摘してきた。さらにこの個別化と支援の多様化から、一括委託型のサービス供給システ

ここで最後に、 実際の就労支援サービスの状況をもとに、一括委託型システムの有効性について、今一度確認して

いきたい。

の有効可能性を述べた。

5-1. IPSモデルの特徴

本節で検証の材料となるのは、 就労支援サービスのなかでもIPS(Individual Placement and Support) モデルとい

われるサービスである。

このモデルを取り入れた実践を行っている(Becker & Drake 2003)。 就労率、就労の継続期間、給与等において優れた結果となることが、アメリカを中心とした多くのRCTなどにより る。 EBPとして、アメリカにおいて実証され活用され、現在欧米を中心とした世界各国で取り組まれているモデルであ 証明されている。 IPSモデルとは援助付き雇用の一形態で、特に重度の知的障害や精神障害をもつ者への就労支援モデルにおける このモデルを用いた就労支援サービスは、従来のデイケア型あるいは訓練施設型の就労支援サービスにくらべ、 わが国では、 政府の主導などによる積極的な導入はないが、 一部の就労支援サービス提供事業者が

援を提供していくのである。 練にはその効果がないとし、 PSモデルの特徴の一つが、就労前訓練の否定である。 まずは仕事に就くことから始める。そして就職したうえで、そこで実際に求められる支 具体的な職業や就業場所、 環境が不確定な状態で行う訓

わが国でみられるような でもよいし、給与や雇用条件などに対するものでもよい。ここでは、 た職探しを行うことを原則としている。 またこのモデルでは、 徹底したアセスメントと職場マッチングにより、 「障害者が就きやすい職業」といった一般的概念は排除される。 この興味関心とは、 もちろん純粋な意味での個や ありとあらゆる職業の可能性が考慮され、 援助対象者個人の興味関心に忠実に基づい 人の趣味嗜好に基づいたもの

は、 から、 援が多く行われるが、 同して動く。そして、 さらにこのIPSモデルにみられる特徴の一つが、 それ自体は独立したものであるが、一方で日常生活の支援のためのサービス提供者と緊密な連携を取 休日の取り方や昇進についての相談など多岐に渡る。 それはいわゆる作業指導のみならず、 援助付き雇用として素地をもつIPSの支援は、 生活支援との密な連携である。就労支援としてのIPSモデル 職場の管理者や同僚への助言や援助対象者との関係調整 当然のことながら援助対象者の職場内での支 時に帯

ない。 設の中にとどまっていることはできない サービスのように、 な設備などを要せず、 このような業務を実行していく結果、 IPSでは、 一つの施設に当事者たちが集まり、 そのコミュニティに根差した関係性も重要となるため、 職員も日中の多くの時間を外での活動に費やすことが多い。従来からみられる障害者向け社会 IPSモデルの支援では事業者はミーティングのための事務所のほ 決まった時間を同じことをして過ごすような風景はここには それを構築し維持するためにも職員は施 かは大き

延々と継続するということではなく、 を必要とするかは、 IPSモデルの大きな特徴の最後の一つが、 個人の状況によってさまざまで、また途中で変化する可能性もある。 最初から期間を設けることをしないという意味である。 支援期間を定めないということである。 その前提に立ち、 どの程度の これは、 支援 期 最初から 間 の支援 ただ

5 – 2. Sussex 地域(イギリス)におけるIPS実践の例

係上、一部を除きインタビュー対象者の個人名および機関の固有名詞を匿名化している。 て行った。 る予定であるが、ここではそのうちイギリスで行われた調査の結果を抽出して記述している。 る研究計画の一環として、 実際のIPSの実施例をみながら、 調査は最終的に国際比較を目的としたものであり、 IPSの実施に関するインタビュー調査を実施機関およびその支援団体、 費用分配方式との関係をみていく。 今後ほかの国での調査が終了後に詳細な報告がなされ なお、 今回は科学研究費補 また調査の手続きの関 関係者等に対し 助金によ

そのため、すべての地域で公的なサービスとしてIPSが実施されているわけではない。 国への普及のための研究活動などを行っている Geoff Shepherd 上席顧問によれば、イギリスでは政府の方針として IPSの実施が推奨されている。 イギリスにおける政府の諮問機関として役割を担う Centre for Mental Health においてIPSのスタッフ養成と全 しかしながら、 実施は各地域を管轄するNHS(国民保健サービス)に任されている。

括委託型を採用していると考えることができる。 もあるが、 また実際の事業の実施は、 ずれの場合も年間の予算総額を定めるもので、一回ずつの支援の単価などを設定する例はなく、 NHS自身によって行われる場合もあるし、 NPOなどの外部機関に委託してい 概ね る場合

対象は 「社会的に脆弱な人々 (vulnerable people)」とされているが、 インタビューを行った機関 (以 下、 A機関) は West Sussex 地域を中心に活動するNPO団体であり、 実際にはメンタルヘルスの課題や知的障害を抱 その

選出によるものであり、 てIPS事業の実施を当該地域の管轄NHSから委託を受けて行っている。 える人々が中心となっている。 委託期間は三年間、 A機関では行政からの委託事業を含めたさまざまな支援事業を展開し、 インタビュー時点で二期目の二年目であった。 委託はいくつか の申請団 体 その一つとし 0 な かからの

実際の援助スタッフによって構成されており、 チームと帯同 事業管理者の話によれば、 A機関内にはオフィスや専用のデスクも持たない IPS事業体制は管理者とチームリーダー、 管理者とチームリーダーは主に事務所にいるが、 Employment Specialist (ES) ESは常に生活支援 と呼ばれる

申請 供の増減などによって変動することはなく、その資金は潜在的な利用者数とそれに見合った人員を基にNPO自身が 経営上の懸案事項は、 すことであるが、 まず管理者の責務は、 (入札) した額に基づいているためである。 現在の財政面についての課題は特にないとする。というのも、 再度NHSとの契約を取り事業を継続させるために数値、 事業の円滑な運営と、 次期の契約に向けた準備とスタッフの管理である。 運営資金は、 つまり就職者の数としての成果を残 利用者数やサービス提 管理者にとっての

何回 ションが重要となるため、 ケースによって支援の頻度、 の状況に応じてスケジュールを組み、 度の連絡のみの対象者もいれば、 それに対してESの側では、定められた勤務時間内で、 何時間 だといったような量を意識することはないと答える。 メールや電話でのこまめなやりとりが常にある。 場所、 時間、 毎日のように会う場合もある。またIPSでは対象者や関係者とのコミュニケー 自由に動いている。 方法などは常に変化する。 週一回のミーティング以外は各自がそれぞれの担当ケース 一人のESは概ね二○人弱のケースを担当してい 状態が安定し、 各ケースの経過は記録する必要はあるが、 特定のサービス受給者やその関係者との 集中的な支援の必要がなけ れば月に 、るが、 誰に

いう。 連絡だけでなく、 そのため、 潜在的なサービス利用のために、 むしろ場所や時間、 方法などで「ここからここまでが援助」というふうに業務を部分に区切ること 日常から地域の雇用主や関係機関との関係づくりも欠かせないと

は難しいとする。

業務の内容に偏りがあっても、 かれている。 かしここではその線引きをする必要性自体がなく、 不可欠な業務であると同時に、 A機関は一 括委託型により事業費用を確保しているため、 それが事業の運営に財政的な影響を与えることはない。 単位報酬型の場合にはカウントされない付随的な業務となる場合が多い。 各担当ケースに応じて「必要なことをする」という原則のみに貫 個々のサービス受給者に提供したサービス量や、 またメールや電話などの連絡

ことが、十分な成果が出せないスタッフに対する過度な重圧となることはないのかという点である。 務で対応するというしわ寄せを受けることになるのではないかという懸念である。あるいは、三年の時限事業である は有難いことだが、その状況でサービスへのニーズが増大した場合、それは現場スタッフであるESが、 ここで一つ疑問になるのは、 利用者やサービスの増減によって事業費用が影響を受けないことは、 管理者にとって 規定外の勤

ちに入る。つまり、 ス提供のための体制を前提としたうえで、 の状況をみると、IPSの原則とそれに基づいた活動が行われていないのだという。現在の委託費は、 モデルであり、先述のようなESの自由な活動の保障や二〇人弱という担当数も、効果が保障されるための条件のう しかしこの点について契約事務に関する管理者は、 ESの負担を強めても成果が伸びることはないし、 地域内のニーズ量を試算して出された委託費であり、 次のように答える。 管理者いわく、 IPSモデルはその効果が実証された支援 実際に成果が出てい 仮にその体制で対応 最善のサービ ない ES

新の際により妥当な予算額を提示する根拠となるものだという。 しきれないほどのサービス要請があった場合には、そのニーズ量の試算に誤りがあるのであり、 次回 [の委託契約の更

0 が課題となる場合があるが、 生活支援サービスとは独立しつつ連携を取るという位置づけを原則とするモデルであるが、 分化された業務それぞれに単価が割り当てられているような場合、 る生活支援サービスとの連携を行っており、 |業務と協働の業務といった線引きをする必要自体が実務上で生じないとのことだった。 そのほか、 同じNPOや法人内でその双方を運営している場合も少なくない。しかしながらA機関の場合、 A機関独自の全く異なる運営基盤をもつ生活支援サービスとの連携も行われている。そもそもIPSは A機関もNHSの生活支援サービスもそのような単価報酬型を採っていないため、 ESは通常、そちらの事務所を拠点に活動している。この場合でも、 異なる機関で協働される部分についての振り分け 事業としては独立しつつ NHSが運営す 個別 細

0) 実証された効果を引き出すために非常に重要なものとなってくる。 このように、徹底した個別化を基盤とするIPSモデルでは、実際の業務上の融通性が確保されることが、 モデル

5 - 3. **IPS実施**における課題

在イギリスでは実際にIPSを行うかどうかは各地域の IPSを推奨してはいるが、 イギリスでのIPSの展開には、 そのための財源の提供はしていないからである。 財政的な側面においても課題がないわけではない。 NHSの判断に委ねられている。 本節冒頭でふれたように、 なぜならば、 政府は確かに 現

PSを実施することを決めたNHSは、

政府から割り当てられる全体の予算のなかから、

IPS事業に充当する

NHSでは、それらの課題を克服しなければならないことがIPSの実施の障壁となっている。 れまで行われてきた従来型の就労支援サービスであり、当然、その従事者やサービス受給者からの反発が起こる。 別の事業を取り止める判断を同時にしなければならないことを意味する。その場合の別の事業とは、 予算を用意しなければならない。Shepherd 氏によれば、それは分配された予算のなかでIPSの事業を行うために 多くの場合でこ

事業所への技術支援などを行い、質の担保とさらなる発展を目指している。 易ではない。Shepherd 氏は、しかしながら、数年単位の更新とその際に費用の額だけでなく実績と実証性を問うこ されるかといえば、必ずしもそうではない。そのため業務の委託は、 が主導して構築された IPS Centre of Excellence Programme というネットワーク機構によって、IPSを実施する な場合はほとんどなく、そのほかの事業によって事業体そのものは維持されている場合が多い)。 (NPOなど)からすれば事業継続の確保が難しい場合もある(ただし、実施事業側もIPS事業単独で運営されているよう さらに、より安価な事業実施ができる事業体が選ばれても、それが質も同時に担保しているかを確認することも容 また、そのような財源の課題をもっているため、IPSが実施されることが選択されても、 この問題に対応していると答える。また Shepherd 氏が所属する Centre for Mental Health と、このセンター しばしば入札方式によって行われ、 その資源が潤沢に用意 実施事業体

6. むすびにかえて

ビスは、 その中でも特に個別性の重視が求められる領域だといえる。 社会サービスの実践において個別化の重要性がさらに強調されるようになっている。 IPSは一つのモデルとしての例に過ぎないも 障害者の就労支援サー

流になろうとしている。 のでもあるが、 一方で、 IPSと同様の理念に基づいた支援モデルの効果が認められ、 就労支援サービスに おける主

られる経済的課題に対しても効果的に機能する可能性が示唆される。 ると考えられる。 として実務に柔軟性が与えられることにより、 (Becker & Drake 2003)。この点については、まだ日本での実証はされていない。 また、IPSによる就労支援サービスは、 そうであるならば、 個別化を志向するサービスモデルは、 実践の従事者がより効率的に業務を体系化できることがその一 それ以前の支援方法と比べて経済的にも効率性が指摘され 現在のわが国の福祉政策全体に通じてみ しかし、 個別化を進めるため 7 因であ いる

サービス提供が行われるかについては疑問が残る。 れを裏付ける条件、 コーチ事業の一部や総合支援法における就労支援サービスにおいても、 イギリスでのIPSを通じた個別化の実践の例をみても、 かしながら、 公的にそのようなサービスを供給するための土台である制度、 実務上の特性が十分に考慮に入れられているとは言い難い状況がある。 単価報酬型システムの中で十分な個別化を担保した 単価報酬型のシステムが採られている。 政策においては、 特にわが国では、 サービスの質とそ ジョブ しか

ズの増大という課題を考えれば、 もっている。 いては生活への満足度を向上させ、 別化は 行政の責任放棄の手段になっては問題だが、 やはり現代の社会サービスにおいて不可欠な要素である。 個別化の手法を用いてニーズの充足のあり方を変化させることは、この課題の重要 サービスの量ではなく質によって人々の生活をより豊かなものへと導く可能性を 現在の厳しい QOLの観点からサービスへの満足度と、 .国家財政の状況と一方で社会サービスの ニー ひ

な解決策となりうるかもしれない。

注

- $\widehat{1}$ 科学研究費補助金若手(B):『日本型IPSモデルによる就労支援:理論基盤の獲得と制度化実現のための調査研究』に
- 2 配して行う「第一号」、および一般企業内で要件を満たした従業員が行う「第二号」がある(山村二〇一一)。 ジョブコーチ事業には、各都道府県に設置される障害者職業センターが行う「配置型」と、社会福祉法人等が有資格者を
- 3 種別と事業規模等によって決定される場合が多い。 ただし、完全に単価報酬型ではなく一部で事務費や経費についての一括払いを含む。その場合、一括部分については事業
- 4 現場)」二〇〇四年八月掲載より。 救急(特集 ○四年診療報酬改定 インパクトを徹底検証─DPC病院の拡大、亜急性期入管の新設… 様変わりする医療経営の 『日経ヘルスケア二一』(一七八)「ついに始まった民間病院のDPC―試行病院の収入は数%アップ 赤字要因は合併症と
- 5 のような使用を原則的に禁止はしていない。 実際には医師の診断書(意見書)やなぜそれが必要なのかの説明などを踏まえて、担当者による認定が必要となるが、そ

(参考)文献/

- Becker, d. R. and Drake, R. E. (2003) A Working Life for People with Severe Mental Illness. Oxford University Press. (大島 巌・松為信雄・伊藤順 く援助付き雇用ガイド』金剛出版)。 一郎監訳(二○○四)『精神障害をもつ人たちのワーキングライフ IPS─チームアプローチに基づ
- Jones, K., Forder, J., Caiels, J., Welch, E., Glendinning, C. and Windle, K. (2013) Personalization in the health care system: do personal health budgets have an impact on outcomes and cost? Journal of Health Services Research & Policy. 18 (2), p59-

長瀬修・東俊裕・川島聡編、二〇〇八、『障害者の権利条約と日本 概要と展望』生活書院。

岡部耕典(二○○六)『障害者自立支援法とケアの自律──パーソナルアシスタンスとダイレクトペイメント』明石書店。

坂本毅啓(二〇〇九)「介護職員確保のための介護報酬改定とその前提条件」『大阪健康福祉短期大学紀要』大阪健康福祉短期大

学、八、七七—九二。

関川芳孝、一九九九、「第七章 障害をもつ人に対する雇用平等の理念」荒木兵一郎・中野善達・安藤丈弘編『講座 障害をもつ

人の人権二 社会参加と機会の平等』有斐閣:一六八―一九五。

山村りつ、二○一一、『精神障害者のための効果的就労支援モデルと制度─モデルに基づく制度のあり方─』ミネルヴァ書房。